

佐世保市監査委員公表第33号

定期監査に係る措置について

定期監査の結果について措置を講じた旨の通知があったので、佐世保市監査委員監査基準第18条第1項の規定により、別紙のとおり公表します。

都市整備部 分

令和7年12月17日

佐世保市監査委員	宮	崎	祐	輔
佐世保市監査委員	赤	瀬	隆	彦
佐世保市監査委員	井	上	友	子



7 都 第 341 号

令和7年12月15日

佐世保市監査委員 宮 崎 祐 輔 様

佐世保市監査委員 赤 瀬 隆 彦 様

佐世保市監査委員 井 上 友 子 様

佐世保市長

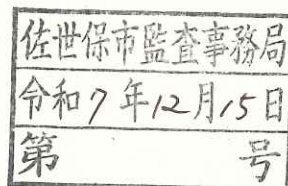
宮 島 大 典



監査結果に対する措置について（通知）

令和7年11月14日付、佐世保市監査委員報告第21号で提出された監査結果報告について、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

以 上



措置通知書

都市整備部 住宅政策課

報告を受けた事項	措 置 状 況
1. 収入事務 ① 市有財産一時貸付契約において、佐世保市財務規則第66条の2ただし書きで「…償権金額が…月額で定められているものにあつては毎月末日以前の日を納期限と定めるものとする。」と規定されているにもかかわらず、納期限が毎月末日より後の日付になっているものがあつた。	年度末・年度初めの時期に貸付契約や行政財産目的外使用許可の更新業務が集中し、歳入調定・納付書発行が遅れた中、本貸付契約の令和7年4月分の納期限については、規則第66条の2ただし書きで規定する4月末までとせず、規則第66条第2項に規定する「納期限の10日前までに、納入に発行」することを優先し、令和7年5月15日としていたものです。 年度末・年度初めは更新業務が集中することから、今後は毎年3月初めから週1回更新業務の進捗状況を担当者から担当係長に報告させることとし、管理体制の見直しを行います。 今回の指摘を受け、令和7年11月21日に課内研修を行い、規則の規定を再認識しました。

措置通知書

都市整備部 住宅政策課

報告を受けた事項	措置状況
2. 契約事務 ① 泉福寺住宅用地復元測量等業務委託契約において、佐世保市業務委託の契約事務に関する基幹要綱第29条第1項で「…契約保証金の納付は…契約締結期限までに行わなければならない。」と規定されているにもかかわらず、契約保証金を契約締結期限までに納付させていなかった。 ② 空家推定ツール導入及び運用業務委託契約において、佐世保市業務委託の契約事務に関する基幹要綱第6条第7項で「市内業者以外の者を指名するときは、別紙「市内業者以外の者を選定する理由書」（様式1）を作成し、業者選定伺いに添付しなければならない。」と規定されているにもかかわらず、様式1を作成せず業者選定伺いに添付していなかった。	契約保証金を契約締結日（令和7年7月1日）までに納付させる必要があることは認識していたものの、納付書の発行・送付を失念していたものです。8月1日頃、未送付であることに気づいた時点で納付書を相手方に送付し、納付をお願いしたところ、令和7年8月5日に納入があったものです。 令和7年11月21日に課内研修会を実施して、要綱の規定を再認識し、契約保証金が必要になる契約については、開札後または見積書提出後、直ちに相手方に契約保証金の納付書を送付し、契約締結期限までに払い込みを依頼するよう周知徹底しました。 令和7年3月10日付で要綱が改正され、4月1日以降の契約から、契約課への合議に替わり「様式1」の添付が必要になったことを認識せず、決裁の起案理由中に市内業者以外の者を選定する理由を記載し、様式1を添付していなかったものです。 判明後直ちに様式1を作成し、契約締結の書類に添付しました。（令和7年9月26日） 今回の指摘を受け、令和7年11月21日に課内研修を行い、要綱の規定を再確認しました。 今後、事務処理に関する制度改正や運用の変更があった場合は、詳細な内容把握と適用範囲等の確認を十分に行うとともに、部内の事務処理適正化委員会などを通じて情報の共有を図り、再発防止に努めます。

措置通知書

都市整備部 まち整備課

報告を受けた事項	措置状況
1. 契約事務 ① 佐世保市違反広告物除却推進運動業務委託契約において、佐世保市業務委託の契約事務に関する基幹要綱第7条第4項で「登録外業者を選定の対象とするときは、別紙「登録外業者を選定する理由書」（様式2）を作成し、業者選定伺いに添付しなければならない。」と規定されているにもかかわらず、様式2を作成せず業者選定伺いに添付していなかった。 2. 財産管理事務 ① 公印台帳（副本）において、佐世保市公印規則第12条第2項で「監守者は…公印台帳の副本を作製し、常に整理しておかなければならない。」と規定されているにもかかわらず、平成26年4月1日以降整理していなかった。	令和7年3月10日付で基幹要綱が改正され、登録外業者を選定の対象とする場合は、理由書（様式2）を添付することは認識しておりましたが、本業務の契約相手が自治会の集合体である佐世保市保健環境連合会であるため「業者」という認識が無く、これまで契約課の合議も不要であったことから対象外と考えておりました。 また、令和7年3月26日付で契約課長から「業者登録を必要としない業者について」の通知もありましたが、契約課が登録不要とする業者に佐世保市保健環境連合会が含まれることを認識出来ておりませんでした。 今回の指摘を受け、契約課に確認したところ、佐世保市保健環境連合会も登録外業者に該当し、様式2の添付が必要であることが判明しましたので、令和7年10月29日に「登録外業者を選定する理由書」を作成し、添付しました。 今後、事務処理に関する制度改正や運用の変更があった場合は、詳細な内容把握と適用範囲等の確認を十分に行うとともに、部内の事務処理適正化委員会などを通じて情報の共有を図り、再発防止に努めます。 公印台帳の副本において、公印及び台帳の存在は確認していたものの、監守者及び取扱責任者の記載の更新を行っていませんでした。 今回の指摘を受け、総務課と協議し、記載のない平成26年4月1日以降から現在に至るまでについて、令和7年10月31日に記載の更新を行いました。 今後は、課長の引継書に公印台帳の副本の記載事項の更新についても明確に記載し、適切に引継ぎを行い対応します。

措置通知書

都市整備部 公園緑地課

報告を受けた事項	措置状況
1. 収入事務 ① 佐世保市白浜キャンプ場及び佐世保市烏帽子岳高原リゾートスポーツの里の使用料の徴収業務において、佐世保市財務規則第85条第1項で「…歳入の徴収又は収納の事務を指定公金事務取扱者に委託したときは、会計管理者に対し委託契約書の写を送付し、かつ…通知しなければならない。…」と規定されているにもかかわらず、会計管理者に通知等を行っていませんでした。 ② 自動販売機設置場所の貸付に係る賃貸借料において、佐世保市財務規則第268条の2第1項で「令第171条の規定による督促は、納期限後20日以内に文書を発して行うものとする。」と規定されているにもかかわらず、督促状を発していませんでした。	佐世保市白浜キャンプ場においては、規則を誤認し、会計管理者への通知が不要になるものと判断したこと、また佐世保市烏帽子岳高原リゾートスポーツの里の使用料の徴収業務においては、基本協定書及び規則の認識不足により、利用料収納業務に係る契約締結を失念していたため、会計管理者に通知等を行っていませんでした。 今回の指摘を受け、令和7年12月9日に会計管理者に対し、委託契約書の写しの送付及び通知を行いました。 また、令和7年10月8日に係内研修を行い、基本協定書と規則について再度確認し、今後は適正な事務処理を行うよう周知徹底を行いました。 規則の認識不足及び納付状況の確認不足により、督促状を発していませんでした。 なお、未納となっていた7月分の賃貸借料は、9月10日に納付されていることを確認しています。 今回の指摘を受け、令和7年10月8日に係内研修を行い、財務会計システムでの納付確認については、毎月、納入期限後に確実にを行うよう再度確認し、今後は適正な事務処理を行うよう周知徹底を行いました。

措置通知書

都市整備部 公園緑地課

報告を受けた事項	措置状況
1. 契約事務 ① 公園便所維持管理業務委託契約（単価契約）ほかにおいて、佐世保市文書規程第18条で「…契約…」に関する起案文書は、すべて総務課長の審査を受けなければならない。ただし、常例的なもので総務課長が審査対象外に指定したものは、この限りでない。」と規定されているにもかかわらず、総務課長が審査対象外に指定していない業務委託契約に関する起案文書について、総務課長の審査を受けていなかった。 ② 潜竜ヶ滝公園維持管理業務委託契約ほかにおいて、佐世保市業務委託の契約事務に関する基幹要綱第7条第4項で「登録外業者を選定の対象とするときは、別紙「登録外業者を選定する理由書」（様式2）を作成し、業者選定伺いに添付しなければならない。」と規定されているにもかかわらず、様式2を作成せず業者選定伺いに添付していなかった。	類似の審査対象外指定文書と誤認識し、総務課長の審査を受けていなかったものです。 今回の指摘を受け、改めて審査対象外指定文書を確認したうえで、今後の契約については総務課へ合議し、総務課長の審査を受けます。 また、令和7年10月8日に係内研修を行い、審査対象外指定文書について再度確認し、今後は適正な事務処理を行うよう周知徹底を行いました。 今回指摘のあった34件の公園等の維持管理等業務委託のほとんどが、自治会や佐世保市保健環境連合会など地域住民で構成されている団体等との契約であるため、「業者」という認識が無く、また、迅速で地域に密着した管理が可能ということにより特命随契の理由を付して契約を行っていたものです。このため基幹要綱の改正通知にある「登録外業者の取扱いに関しての見直し」に該当すると認識せず、改正内容の詳細を確認しておりませんでした。また、令和7年3月26日付の契約課長通知「業者登録を必要としない業者について」についても、確認不足となっておりました。 今回の指摘を受け、添付漏れのあった34件の業務委託契約の理由書を作成し、令和7年10月21日に契約締結の書類に添付しました。また、令和7年10月8日に係内研修を行い、基幹要綱を再度確認しました。 今後、事務処理に関する制度改正や運用の変更があった場合は、詳細な内容把握と適用範囲等の確認を十分に行うとともに、部内の事務処理適正化委員会などを通じて情報の共有を図り、再発防止に努めます。

措置通知書

都市整備部 公園緑地課

報告を受けた事項	措置状況
3. 財産管理事務 ① 佐世保市文書規程第18条で「…指令…に関する起案文書は、すべて総務課長の審査を受けなければならない。ただし、常例的なもので総務課長が審査対象外に指定したものは、この限りでない。」と規定されているにもかかわらず、審査対象外指定文書の一部を変更している指令に関する起案文書について、総務課長の審査を受けていなかった。	審査対象外指定文書の軽微な文言の変更は、総務課の審査を要しないものと誤認していたため、総務課長の審査を受けていなかったものです。 今回の指摘を受け、審査対象外指定時に認められていない変更の修正を加えたことを認識しました。 また、令和7年10月8日に係内研修を行い、規程及び総務課の文書審査に係る内規を再度確認し、今後は適正な事務処理を行うよう周知徹底を行いました。

措置通知書

都市整備部 建築指導課

報告を受けた事項	措置状況
1. 財産管理事務 ① 備品において、佐世保市物品会計規則第19条で「物品管理者は、所管に属する備品の所管換をしようとするときは、物品所管換調書により出納員を経てこれを行わなければならない。」と規定されているにもかかわらず、所管換を行っていなかった。	準課である開発指導室は建築指導課に包括されていると誤認していたことが原因であり、この誤認により、佐世保市物品会計規則第19条に規定されている手続きを怠っておりました。同規則及び佐世保市物品会計事務手続きに基づき、令和7年9月17日、所管換の手続きを行いました。 令和7年11月7日に物品会計事務手続きP. 9-③所管換の場合に記載されている処理を、朝礼で課員に周知しました。不在の職員には個別で周知しております。 また、備品管理担当者へ再度関連規則および手続きについて漏れがないか確認を行い、適切な管理体制の強化を図りました。

措置通知書

都市整備部 地籍調査課

報告を受けた事項	措置状況
1. 契約事務 ① 佐世保市地籍調査システム運用支援・保守業務委託契約において、佐世保市業務委託の契約事務に関する基幹要綱第6条第7項で「市内業者以外の者を指名するときは、別紙「市内業者以外の者を選定する理由書」（様式1）を作成し、業者選定伺いに添付しなければならない。」と規定されているにもかかわらず、様式1を作成せず業者選定伺いに添付していなかった。	今回指摘の委託契約は、平成25年に導入した佐世保市地籍調査システム（運用開始は平成26年4月1日）の開発業者との導入後の運用支援やシステム保守の契約であり、他の業者では対応が不可能なため、毎年特命随契により契約を行っているものです。これまで、本契約においては契約課への合議も不要であったことから、今回の基幹要綱の改正に伴う理由書（様式1）の添付についても適用外と誤認してしまっていたものです。 今回の指摘を受け、様式1を作成し、令和7年9月24日に契約締結の書類に添付しました。 今後、事務処理に関する制度改正や運用変更などがあった場合は、詳細な内容把握と適用範囲等の確認を十分に行うとともに、部内の事務処理適正化委員会などを通じて情報の共有を図り、再発防止に努めます。